

措置状況一覧表

監 査 結 果		所管部署	措 置 状 況
指摘事項	市は、任意団体に、補助金等や委託料を支出しているにもかかわらず、市が任意団体の業務を担うことは、当該任意団体へさらに役務を提供しているということであり、任意団体で自ら事務局を担っている団体からみると、公正の確保等の観点から適正でなく改善する必要があると認められる。 また、市がやむを得ず、事務局を担う必要がある場合、職務専念義務の免除の承認を受けるための基準や、団体固有事務と市の事業を明確に区分する基準、規程等の整備をすることなどにより、任意団体以外の市民が納得し、職員が安心して従事して働ける環境にしていける必要があると認められる。 なお、補助金等や委託料で実施している事業において、事業当日に他部署の職員に支援を依頼しているものも確認したが、市は、3年3月に補助金等の見直しに係る指針を定めており、見直しの基本的な考え方の一つに、市職員が任意団体の事務局を務めるなど過度な行政支援がないかが挙げられていることから、事業当日の他部署職員による支援も、さらに役務を提供しているということを認識し、他の構成団体と公正な支援体制となるよう検討する必要がある。	こどもまんなか課 (こども家庭課)	市の施策と団体の目的及び意義が密接に関連しており、また、当該団体には業務の実施に係る人的負担ができる体制がそもそもないことから現在の実行委員会方式で行っている。これまで、事務局の事務内容と市の業務としての事務を区別した上で職務専念義務の免除などで対応することを検討してきたが、担当者が事務局に係る事務に従事する時間が極めて少ないことから、時間等を区分して職務専念義務を免除することが実務的に困難かつ非効率であるため措置しないこととしている。 なお、令和6年度においては、事業の一部を直営化するなど、実行委員会としての分担業務の縮小を図った。
		社会福祉課	備前市ふれあい福祉まつり実行委員会の事務局について、実行委員長の所属団体に担ってもらうこととした。
指摘事項	目的外使用許可に伴う使用料は、複数の利用者が支払う通常の施設の使用料とは異なり、特定の団体が目的外使用するものであり、原則徴収すべきものであることから、使用料を算定するにあたり、その根拠法令や算出方法について、統一的な基準を策定したり、例外的に減免する必要があるれば、統一的な減免基準等を整備したりするなど運用を改善する必要があると認められる。 なお、減免を行う場合には、市全体としての減免総額を把握するためにも、本来徴収すべき使用料の算定を行ったうえで、減免を行うことが適切であり、目的外使用許可の手続きとは別に、使用者から減免申請書を提出させるなど使用料の減免に関する手続きを行うことも公平性及び透明性の観点から、検討する必要がある。	幼児教育課	令和7年度から本来徴収すべき使用料の算定を行ったうえで、減免を行うこととしました。
		日生総合支所	サンバース屋上のRSK情報カメラは、設置年度の令和2年度及び3年度は市で許可(10割減免)を行いました。以降は、もう一方の区分所有者である備前東商工会と協議・調整のうえ、屋上部分については当該商工会の管理することで調整を終えた。よって、現在は市の所管案件ではない旨、当時担当者、備前東商工会、RSKから聞き取り済である。
指摘事項	市は、条例で定められている他の委員の予算の状況や、地方公共団体の予算の執行は、原則、会計管理者の確認を必要としていることなどの観点から、非常勤特別職である環境衛生指導委員の活動に必要な経費を、直接予算化するなど検討する必要があると認められる。	環境課	市の環境行政の政策・施策目的を達成するため、予算内での事業計画に基づき、環境衛生指導委員会9支部が地域課題解決のため事業を実施しております。各支部による環境衛生指導委員の活動等の実情が異なるため、事業費を補助金としてより有効に活動が実施できる環境を構築し、現在に至っております。毎年4月以降に委員会において事業が決定することから、直接当初予算へ反映させることは困難であり、担当課といたしましては現在の運営方法が最適と考えます。